

令和5年2月27日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の実施方法の変更について

3月1日以降、以下の臨時的な措置を講じる。

1. 現在実施している「中国（香港・マカオを除く）に渡航歴（7日以内）のある入国者の全員及び中国（香港を除く）からの直行旅客便での入国者の全員」に対する入国時検査に替えて、「中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者の最大 20%程度のサンプル検査」としての入国時検査を実施することとする。

これに伴い、マカオからの直行旅客便での入国者に対しては、従来の措置である「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」又は「ワクチンの接種証明書（3回）」のいずれかの提出を求めることとする。中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対しては、引き続き、「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」の提出を求めることとする。

2. 関係する航空会社に対しては、上記1の「陰性証明書」の保持の搭乗前確認を徹底するよう改めて要請しつつ、中国（香港・マカオを含む）からの直行旅客便について、検疫体制等を確認の上、成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港以外の空港への到着を認めるとともに、増便を認めることとする。

（以上）